

広島市食品ロスの削減の推進に関する条例（仮称）附則第3項の規定による  
 広島市附属機関設置条例の改正案

＜広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）の新旧対照表＞

現 行	改 正 案																												
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に記載する通りとする。</p> <p>第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="width: 30%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>広島市廃棄物処理事業審議会</u></td> <td>市長の諮問に応じ、<u>廃棄物処理事業の推進</u> _____ に関する重要な事項を____審議すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関	目的	市長	(略)		<u>広島市廃棄物処理事業審議会</u>	市長の諮問に応じ、 <u>廃棄物処理事業の推進</u> _____ に関する重要な事項を____審議すること。		(略)		教育委員会	(略)		<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="width: 30%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会</u></td> <td>市長の諮問に応じ、<u>食品ロスの削減など廃棄物の減量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理</u> に関する重要な事項を<u>調査</u>審議すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関	目的	市長	(現行に同じ。)		<u>広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会</u>	市長の諮問に応じ、 <u>食品ロスの削減など廃棄物の減量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理</u> に関する重要な事項を <u>調査</u> 審議すること。		(現行に同じ。)		教育委員会	(現行に同じ。)	
附属機関の属する執行機関	附属機関	目的																											
市長	(略)																												
	<u>広島市廃棄物処理事業審議会</u>	市長の諮問に応じ、 <u>廃棄物処理事業の推進</u> _____ に関する重要な事項を____審議すること。																											
	(略)																												
教育委員会	(略)																												
附属機関の属する執行機関	附属機関	目的																											
市長	(現行に同じ。)																												
	<u>広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会</u>	市長の諮問に応じ、 <u>食品ロスの削減など廃棄物の減量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理</u> に関する重要な事項を <u>調査</u> 審議すること。																											
	(現行に同じ。)																												
教育委員会	(現行に同じ。)																												